

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（第1回）議事要旨

日時 平成22年5月26日（水）15：30～17：30

（議事要旨）

○鈴木文部科学副大臣より、以下の点について説明を行うとともに、委員に検討を依頼した。

・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の趣旨

・就学支援金に係る専修学校及び各種学校については、文部科学省令において既に以下のものが規定されており、これらについては既に指定が行われていること

①専修学校高等課程

②外国人学校である各種学校のうち、（イ）我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められるもの、（ロ）国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けているもの

・省令においては、外国人学校である各種学校のうち上記の（イ）や（ロ）では判断し得ない外国人学校について、（ハ）高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものについて文部科学大臣が指定することとされているところ、

①「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」、「手続」

②「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制、方法等について本検討会議において検討を依頼するものであること

・外国人学校の指定について、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で政府統一見解として示されていること

○委員の互選により、座長を決定した。

○議事の非公開について決定した。

○事務局から以下の点について説明した。

・大臣談話に示されている高等学校等就学支援金制度の趣旨

- ・ 就学支援金の支給の制度設計（代理受領方式等）
- ・ 専修学校及び各種学校に関する省令の規定に関し、国会の審議等で示された考え方
- ・ 主な論点を資料2として整理したこと。

○自由討議において、以下のような意見が示された。

- ・ 本制度においては、高等学校の生徒と同様に、外国人学校の生徒についても全国一律で日本人と同じ基準で加算支給を行うことになるのか。それとも外国人学校に対する支援は、各都道府県によって異なるのか。

<事務局説明> 就学支援金制度については法定受託事務であり、加算支給の基準についても、全国で共通。各都道府県で独自の支援を行っているのは、就学支援金制度ではなく、 α の支援を行っている部分である。

- ・ 国際的な評価団体の評価基準を俯瞰的に調べるのが、基準作りの参考になるのではないか。
- ・ 国際的な評価団体の評価基準は、例えば教員の質については茫漠としている部分があり、どのように反映させるかは難しい。
- ・ 既に専修学校高等課程が「高等学校の課程に類する課程」として文部科学省令に規定されており、専修学校高等課程に適用される基準を出発点として基準を作るべき。

<事務局説明> 各種学校には外国人を対象とした日本語学校などが多数あるが、これらは一般的には高校に類する課程とは言い難いと思われ、就学支援金の対象として想定していない。具体的な基準の策定に当たっては、このことも踏まえて議論をいただきたい。

- ・ 教育の水準や教員の質については高校の基準を基本として、規模については専修学校の基準を適用するというやり方もあるのではないか。
- ・ 専修学校高等課程を基本としつつ、教育の水準や教員の質については高校の基準を用いるということの方がわかりやすい。
- ・ 外国人学校は、各種学校という位置づけの中で、専修学校を飛び越えて高校の基準を求めるとするのは説明が難しい。一方で、「高等学校の課程に類する課程」という要件である以上、高校の基準を参照すべき部分はある。
- ・ 情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校

に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか。

- ・ 例えば、朝鮮学校では反日教育をやっていると言う人もいる。教育内容をどこまでチェックすべきかは論点となる。
- ・ 就学支援金は、朝鮮学校について言えば、在日3世・4世の子どもに対して支給するものであり、その点を踏まえる必要があるのではないか。
- ・ 対象となる各学校の状況がわかる資料の収集や、現地調査やヒアリングなども行って、しっかりと現状を把握することが必要。
- ・ 各種学校を所管している都道府県からも情報提供を受けるべき。

○会議の日程について事務局より説明し、次回は、6月30日に開催することを決定した。

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（第2回）議事要旨

日時 平成22年6月30日（水） 15：30～17：30

（議事要旨）

○事務局から以下の点について説明した。

- ・ 専修学校設置基準を出発点とするという前回の議論を踏まえ、資料1として専修学校設置基準を基礎とした場合の各論点ごとの検討項目を整理したこと。
- ・ 資料2として各論点ごとに専修学専修学校設置基準等の関連規定を整理したこと。
- ・ 検討のための参考資料として対象校の状況がわかる資料の提出を任意に依頼したところ、概ね提出されたこと。

○第1回会議における指摘を踏まえ、事務局が訪問・撮影した東京朝鮮高級学校の授業風景、施設・設備についての映像を視聴するとともに、東京朝鮮高級学校から借り受けた原語の教科書を閲覧した。

○基準及び審査体制・手続等に関する論点ごとに討議を行い、以下のよう
な意見が示された。

- ・ 専修学校の基準で足りない部分について、高校に求められる教育活動の水準で補うことがよい。
- ・ 体育や芸術などを含む普通教育の実施を求めることが、いわゆる日本語学校との違いを明確にすることになるのではないか。このあたりは、シラバスなどを見ればわかる。
- ・ 高校に求められる教育活動の水準は、スポーツについては、朝鮮学校と高校が一緒になって競技をしており、部活動の状況も参考になる。
- ・ 学力の面での到達度を見る共通の指標を活用すべき。英検などの資格取得状況や進路状況などが参考になるのではないか。
- ・ 高等専修学校や他の外国人学校の指定の方法を考えると、基準で各教科の個別具体の指導内容を勘案する必要はないのではないか。
- ・ 教員の資格については、高等専門学校は大学と同様に免許主義ではないはず。それとの比較も考慮すべき。
- ・ 教員については、普通教育を実施するに必要な専門的教育を受け、必

要な資質を備えていることが最も重要。

- ・ 教員の質の担保のために、免許状を持った者の配置など組織上のこともさることながら、教員の研修をきちんとやっていることが重要。
- ・ 教員の質に関して、養成、採用、研修の各段階でどのようなことがなされているのかに注目すべき。
- ・ 審査体制は、最終的に文部科学大臣の責任で指定するというものではないのか。

<事務局説明>最終的には文部科学大臣の責任で判断するのは当然であるが、客観的に判断していくというのが前提となっており、判断の客観性をどのように担保するのが論点。

- ・ 判断の客観性を担保する仕組みを組み込んでおくというのであれば、大学の設置認可などからすれば、第三者の意見を聴くというのが普通のやり方だろう。
- ・ 各学校の教員の採用・研修の状況や朝鮮大学校の教育課程について、学校の協力を得て、事務局において情報収集を行ってほしい。

○ 次回は7月16日に開催することを決定した。

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（第3回）議事要旨

日時 平成22年7月16日（金）15：30～17：30

議事要旨

○事務局から以下の点について説明した。

- ・第1回・第2回の議論を踏まえ、専修学校設置基準に加えて教育課程及び教育水準、教員の質に関して高等学校の水準を加味した基準のイメージ、考え方を整理したこと
- ・第1回において各学校に情報公開を求めるべきとの意見があったことに関連し、高等学校及び高等専修学校の情報提供に関する状況を整理したこと
- ・教員の養成・採用・研修の各段階や、朝鮮大学校の教育課程についても調べるべきとの意見を踏まえ、朝鮮大学校・朝鮮高級学校における教員の質の確保の状況について事務局で調査・整理したこと。

○基準及び審査体制・手続等に関する個別項目案について討議を行い、以下のような意見が示された。

- ・今回の案でおおむね整理されているものと思われる。
- ・教育において、教員は非常に重要な役割を担っており、その質、処遇は大変重要。このことを、基準とは別に留意事項として求めるべき。
- ・国費を投入するのだから、情報公開がきちんとなされていることが必要であり、留意事項に加えるべき。
- ・日本の高校では、学生の出入りが頻繁なところでも、学籍の管理がしっかりとなされている。生徒の在籍状況の管理などがしっかりなされているかは、しっかり審査すべき。就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要。
- ・文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があるが、学校運営を全体として見る立場にあるのは所轄庁である都道府県知事である。
- ・日本人一般が外国人学校の運営に対するイメージを持ちうるような説明を求めていくべき。
- ・留意事項については、就学支援金制度の対象となる外国人学校全てに

求めていくべき。

- ・ 朝鮮学校の教員は朝鮮大学校卒が多いと思われるが、朝鮮大学校の学部の専門科目を見ると、教育学や教育心理学など教師になるために通常求められる科目が用意されている。これらの科目を履修して朝鮮学校の教員になっているなら、一定の質の担保がなされているとも考えられる。
- ・ 朝鮮大学校で教えている科目は、日本のものと外形上大きな差異がないことは分かった。
- ・ 東京以外の朝鮮学校についても、撮影したものがあれば学校の様子を見たい。

- 次回は7月26日に開催することを決定し、これまでの審議を踏まえた基準及び審査体制・手続等の案及びこれらの考え方をとりまとめた骨子案を座長及び事務局にて作成し、議論を行うこととされた。

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（第4回）議事要旨

日時 平成22年7月26日（月）15:00～17:00

議事要旨

○事務局から以下の点について説明した。

- ・ 前回までの議論を踏まえ、基準及び審査体制・手続等の案、及びその考え方を「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（骨子）（案）として整理したこと
- ・ 前回説明した学校評価ガイドラインが7月20日に改訂されたため、改訂版を資料として配付したこと

○東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像の視聴を行った。

○基準案、審査体制・手続等の案を中心に「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（骨子）（案）について討議を行い、概ね以下のような意見が示された。

- ・ 教育の水準としては高校レベルを求めるということと、個別具体の指導内容については踏み込まないことをしっかりと整理する必要がある。
- ・ 教育活動を見ないというわけではない。全体として見た上で個別の指導内容までは踏み込まないということ、どういうことを教育されているかという項目・主題は見るのだが、具体的な内容については各校にまかされている、それは他の学校種についても同じだ。
- ・ 日本において教育を行っている朝鮮学校についても、ほかの高等専修学校や外国人学校と同じような立場で検討したということを記述する必要がある。
- ・ 「・・・の場合は報告を求める」などの形で、変更がないかどうかについて報告を求めるようにしてはどうか。
- ・ 評価サイクルは3年でよいかどうか。
- ・ 例えば大学の認証評価は7年、国立大学法人の評価は6年など評価サイクルはまちまち。
- ・ 高校については、入学してから卒業するまでの一つのサイクルということで3年というのが論理的。

- ・我が国社会の担い手として、あるいは国際社会で活躍することを期待するということ、また、学校がそういった人材育成に向けて努力すべきというメッセージは重要であり、留意事項とすべき。
- ・就学支援金の趣旨として、生徒に対しては我が国社会の担い手として、あるいは国際社会で活躍することを期待するということがあるのであれば、卒業生の進路について具体的に調べてはどうか。
- ・朝鮮学校では、授業以外の時間は朝鮮語で会話しているのか、日本語で会話しているのか。

<事務局説明> 学校内では朝鮮語だけで話すようにしているとのこと。
なお、生徒は日常会話の表現については日本語の方が理解が深いので、自主的な取組として日常会話を朝鮮語でどう表現するかの勉強をしていると聞いている。

- ・朝鮮高級学校の生徒数は全体でどの程度か。また、生徒数のトレンドがわからないか。

<事務局説明> 10校で、実員は約1900人。初級学校から高級学校までの全体で去年は8300人程度だったが8000人程度になっている。

- 次回は8月19日に開催し、これまでの審議及び本日の骨子案に対する意見を踏まえた報告の案を座長及び事務局にて作成し、議論を行うことを決定した。

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（第5回）議事要旨

日時 平成22年8月19日（月）15：00～16：00

（議事要旨）

- 前回到引き続き、東京以外の朝鮮高級学校の様子を撮影した映像の視聴を行った。

- 現代朝鮮歴史の教材の日本語訳本を回覧した。

- 「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（報告）（案）について説明した。

- 報告案について、以下のような意見があった。
 - ・教育活動について何も見ないという誤解を与えないようにすべき。
 - ・教育課程の編成・主題は見るのだが、個々の内容にまでは踏み込まないということがはっきり書ければいい。
 - ・我々が見ようとしたのは、学校としての全体の姿であり、客観的、制度的に見ようという意図が明確になるようにすべき。
 - ・就学支援金は生徒に支給するものであって、学校に支給するものではないということを、「はじめに」のところで書いてはどうか。検討会議は、そのような観点から検討したということ。

- 報告について、本日の議論を踏まえ座長にとりまとめを一任することを了承し、文部科学大臣に報告することとされた。

- 会議の公開について事務局から以下の点を説明した。
 - ・会議資料については原則として公開すること。
 - ・議事要旨については、事務局で整理したものを、後日委員に確認していただくこと。